

# 全国高等学校ギター・マンドリン音楽コンクール実施要綱

公益社団法人 全日本高等学校ギター・マンドリン音楽振興会

(趣旨)

第1条 本振興会は高等学校ギター・マンドリンクラブの振興と健全育成を行い、生徒たちの豊かな人間形成を目的としてフェスティバル形式の全国大会を42年にわたって実施し、当初の目的はほぼ達成された。平成25年度よりコンクール形式にして更なるギター・マンドリン音楽の振興と部活動の充実を図る。

(コンクールの名称)

第2条 このコンクールの名称は「(年号)〇〇年度 全国高等学校ギター・マンドリン音楽コンクール」とする。

(参加資格)

第3条 参加資格は次の項目の全てを満たす学校とする。

- (1) 高等学校の部活動として活動しているギター・マンドリン音楽の部またはクラブ等であること。(同一クラブとして活動をしている併設中学校の生徒を含む)
- (2) 振興会が認めた地方大会の推薦を受けていること。また、地方大会のない都道府県の高校は振興会の録音審査での承認を得ていること。
- (3) 演奏者が5人以上であること。(指揮者を除く)
- (4) 指揮者は生徒もしくは顧問教諭とする。やむを得ず外部指導者に委ねる場合は、当該校の専属の指揮者であること。

(参加費)

第4条 参加費は1校につき25,000円と出場者数(指揮者含む)1人につき1,000円とする。(プログラムは出場者数分配布)

(演奏する曲)

第5条 ギター合奏またはマンドリン合奏(エレキ、フォークギターは除く)で10分以内の曲を1曲とする。

- 2 当該コンクールが実施される年の4月1日以降に他のコンクール等で演奏し、講評や審査、評価を受けたことがないこと。
- 3 著作権のある曲を編曲して演奏する場合は著作権者の許諾を受けていること。

(演奏会の形態)

第6条 各学校の演奏終了後、審査員は講評のみを行う。

- 2 各賞の発表と表彰は閉会式で行う。

(審査員)

第7条 審査員はギター、マンドリン、コーラス、オーケストラの専門家、指導者または奏者と作曲家及び文部科学省の教科調査官等とする。

(審査の方法)

第8条 審査の方法については審査要領で定める。

- 2 審査要領及び審査結果は振興会のホームページで公表する。

(賞について)

第9条 演奏した各学校には優秀賞、優良賞、努力賞のいずれかを授与する。

- 2 優秀な演奏をした学校の中から特別賞を授与する。
- 3 その他の賞及び詳細については審査要領で定める。

附則 この要綱は、平成24年10月30日より実施する

附則 平成26年10月1日一部改正

附則 令和2年3月25日一部改正

附則 令和3年12月4日一部改正

附則 令和4年11月30日一部改正